

2007年7月5日

外務大臣 麻生 太郎 殿

インドネシアへの原子炉および関連資機材・技術移転に関する質問書

日本政府は2006年8月に策定した「原子力立国計画」のなかで、「我が国原子力産業の国際展開を…積極的に進めることが適切」としている。原子炉を含む原子力関連の資機材・技術等の海外移転にあたっては、受領国の政情が安定し、テロ行為などのリスクが小さく、二国間協力協定の締結をはじめ、核拡散防止のための法的措置が整っていることが最低限の必要条件である。これらについては貴省との関わりが深いことから、以下質問する。

- 1) 日本とインドネシアは「原子力の平和利用に関する二国間協力協定」を結んでいない。今後、締結の予定はあるのか。ある場合、それはいつ頃と見込まれているのか。
- 2) 過去、インドネシアへ原子力関連資機材の移転はあったのか。あった場合、外務省はそれらを把握しているのか。把握している場合、それらをすべて文書にて明らかにされたい。
- 3) 経済産業省が日本貿易振興機構(ジェトロ)に委託した「原子炉導入可能性調査支援事業報告書」(2007年3月)の付録資料には、両国間における原子力協力に関する「覚書」の草案が掲載されていた。同覚書は調印されたのか。調印された場合、その全文を公開されたい。
- 4) インドネシアはNPTに加盟し、IAEAとの包括的保障措置協定および追加議定書は発効している。しかし原子力供給グループ(NSG)には参加しておらず、包括的核実験禁止条約(CTBT)と放射性廃棄物等安全条約は未批准で、廃棄物等の投機による海洋汚染防止条約は締結していない。貴省は、日本がインドネシアへ原子力関連資機材を移転するにあたり、これらの条約および制度等の整備は必要条件と認識しているかどうか、明らかにされたい。
- 5) 少なくともこれらの必要条件が整うまでは、日本の民間企業によるインドネシアへの原子炉および原子力関連資機材・技術移転に係わる活動は、一切、認められるべきではない。貴省はこの点について、どのように認識しているか、明らかにされたい。

6) インドネシアは、東南アジアのイスラーム・テロの拠点といわれており、米軍の支援を受け、大規模な対テロ作戦が展開されている。原子炉などの核施設や、使用済み核燃料、放射性廃棄物などの核物質は、テロの攻撃対象になる危険があるとして、強力な警備・警戒態勢が導入される可能性がある。インドネシアの対テロ作戦は、国連人権理事会においても、人権侵害を引き起こしていると批判されており、原発建設が新たな治安維持作戦と人権侵害につながる可能性も否定できない。さらに、このような基幹産業の警護は、インドネシア国軍・警察のビジネスのひとつとなっており、アチェやパプアでは人権侵害を引き起こしたと国際的に批判されている。貴省はこれらのリスクをどう認識しているのか、明らかにされたい。

以上について、貴省の誠意ある回答を望む。

原子力資料情報室 tel. 03-3357-3800

原水爆禁止日本国民会議 tel.03-5289-8224

グリーンピース・ジャパン tel.03-3357-3800

ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン tel.06-6833-5323

インドネシア民主化支援ネットワーク tel. 03-5313-4470